

「入間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」改正の要旨

1. 条例改正の趣旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 50 号）が施行され、放課後児童支援員の資格要件の一つである「認定資格研修の修了」については、これまで都道府県知事が実施する研修に限定されていましたが、研修需要に適切に対応できるよう、指定都市の長が実施する研修を修了した者でも要件を満たすこととするものです。

また併せて、元号の改元に伴い、所要の改正を行うものです。

2. 条例改正の内容

国の改正省令に合わせ、放課後児童支援員の資格基準を定める、入間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の第 10 条第 3 項中の「都道府県知事」の次に、「又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長」を加えるものです。

また、元号の改元に伴い、附則第 2 条第 1 項及び第 3 条中の「平成」表記を「令和」表記に改めるものです。

3. 施行日

公布の日から施行するものです。